

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

冬が近づいてきました。塗装がはがれた庭のベンチに青空と白い雲を模して、ペンキを塗ったり、吹き付けたりして遊んだ夏も遠くなり、雪が積もる前にベンチの冬囲いをしなければ、と焦る日々です。

相続財産(預貯金)について

税理士 鎌田 ふくみ

相続があったとき、相続財産をどう分けるか、というのは身近な話題だと思います。遺言書がある場合を除き、相続人全員の合意があれば、どのようにでも分けられる、と皆さん思っているのではないのでしょうか。また、相続財産が多くなると、相続税も考慮して分割を決めたい意向も働くはずですが。配偶者については相続税の軽減措置があるため、とりあえず配偶者が預金も含めた遺産の多く（時には全部）を相続すると決める場合もあります。

以下、要点を箇条書きにしてみます。

- 相続が開始すると、相続人全員で協議し、遺産を分割する。
- 遺言があればそれに従う。
- 死亡退職金の受給者を見定め、生命保険金の指定受取人を確認する。
- 土地、自社株など、換金しにくいものから分割を決める。
- 換金性の高い上場株式、預貯金は比較的最後に、「清算金」と言っては語弊があるかもしれませんが、相続人全員が納得できる落としどころ、のように扱ってきた場合もあるでしょう。

しかし、1954年の最高裁判例では、預貯金は「遺産分割」の対象外とされています。預貯金が「遺産分割」の対象外である、というのは、預貯金は遺産分割協議で分割を決めるのではなく、法定相続割合通りに配分すべきものである、ということの意味します。

実際の家庭裁判所の実務では、相続人全員の合意があれば、預貯金を分割協議により配分するのは運用として認められていましたが、相続人の合意が成立せず、裁判になった場合には、上記判例により、預貯金は「遺産分割」の対象外とされ、法定相続割合で分割されることになっていました。

例えば、生前贈与を多額に受けていた者と、受けていなかった者が、相続人となった場合に、残された預貯金の配分を巡って裁判となった場合には、預貯金は法定相続割合で相続すべきものとなり、生前贈与の額に左右されません。

これは、不合理であるとの訴えを受けて、現在、最高裁大法廷弁論が開かれています。

10月19日の北海道新聞朝刊に「預貯金相続 判例変更へ」という記事が大きく出て

いましたので、ご覧になった方も多いのではないかと思います。年内には上記判例を覆す判決が出そうだとの観測記事です。他の全国紙でも、同様に上げられています。

そうなれば、預貯金は遺産分割協議の当然の対象となり、実態に近づくように思います。

年末調整に関する書類について

スタッフ 内田 優

今年も年末調整の時期がやって参りました。従業員の方に記載していただく書類についての注意事項をあらためてお知らせいたします。

・給与所得者の扶養控除等申告書

① 提出先

2 か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1 か所にしか提出することができません。

② 個人番号（マイナンバー）

本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。なお、給与等の支払者が、個人番号等の記載された書類をすでに受け取り、備えているときは、今年の申告書に個人番号の記載を要しないこととされています。

③ 平成29年中の所得の見積額

収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。給与の収入金額が161万9千円未満の場合には65万円を差し引いた金額が給与の所得の金額になります。なお、所得の見積額が38万円超の方は扶養親族になりません。

④ 非居住者

非居住者とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない個人をいいます。

・給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

① 添付書類

社会保険料や生命保険料の記載をする方は、控除証明書などの添付が必要になります。
※保険会社等から控除証明書等が届いたら紛失しないよう、従業員の方へ注意喚起をお願い致します。

② 配偶者特別控除

配偶者の各種所得の収入金額等、必要経費等、所得金額を計算し、合計所得金額が38万円超76万円未満の場合、記載をお願い致します。

営業時間等のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。12月からの通常の営業時間が、9時から18時までと変わります。よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。